生徒会会計細則

第１章　総　則

第１条　本規約は生徒会会則第 44 条に基づき，生徒会会計に関する事項を規定する。

第２条　本会の会計事務は第６条に定める会計役員によって処理する。

第３条　各部及び委員会の会計係は，その所属する部及び委員会の会計事務を行う。

第２章　会計区分

第４条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わるものとする。

第３章　収　入

第５条　本会の経費は会費，入会金及びその他の収入をもってあてる。

第６条　会費は生徒１人につき月額 400 円，入会金は 1000 円とする。

第４章　予

第７条　各部及び委員会は「予算請求明細書」を期日までに提出するものとし，生徒会長は予算原案を検討した後，これを代議員会に提出しなければならない。

第８条　予算は代議員会の審議を経た後，総会において承認を得なければならない。

第９条　予算が決定されるまでの間は，暫定的措置として前年度の予算の３分の１までの支出を認めるものとする。

第５章　支　出

第 10 条　経費の支出を行う場合は，「支出決議書」を提出するものとし，会計は予算額等及び支出内容を照合した後，生徒会顧問の承認を得て支出を行う。

第 11 条　各部及び委員会の会計係は現金交付を受けた場合は速やかに納品書及び領収書を会計に提出しなければならない。但し，用途の性質上やむを得ず遅れる場合はその旨を報告し，許可を得なければならない。

第６章　決　算

第 12 条　会計は，会計監査を経て，決算報告を行い，総会の承認を得なければならない。

第７章　派遣旅行費等

第 13 条　高体連・高野連・県教育委員会等の主催する大会に出場する登録選手について交通費，宿泊費，大会運営費等を補助する。文化系部活動もこれに準ずるものとする。

第 14 条　交通費の補助については，秋山駅決算で次の通りとする。

（１）　県大会以上の場合，現地の最寄り駅までの往復 1/2 にあたる金額を補助する。

（２）　交通費の往復が 1000 円を超えた場合は，超えた金額を補助する。

（３）　(1)（2）ともに該当する場合は，高い方の金額を補助する。

第 15 条　宿泊費については県外の大会とし，宿泊費の 1/2 を補助する。但し，県内でも特に宿泊が必要と認められる場合は同じく 1/2 を補助する。

第 16 条　交通費及び宿泊費を補助する人数は，大会要項に規定されたベンチに入れる選手数プラスマネージャー1 名とする。

第 17 条　補助対象となる大会参加費等とは高体連，高野連等の主催する大会（地区大会も含む）の参加費・運営費・登録費のことで文化系部活動もこれに準ずるものとする。

第 18 条　生徒会役員，各部及び委員会の委員長が生徒会，部，委員会の代表として他校訪問もしくはその他へ出席するに要する旅費は実費の 1/2 を補助する。

第 19 条　第 18 条について，福祉教養科活動委員会に関してはするに要する旅費の補助を全額とし，補助の対象を派遣生徒全員とする。

第 20 条　派遣旅費等について問題が生じた場合は，その都度生徒会本部で協議する。